

INFORMATION

情報ファイル

国保

国民健康保険加入者および 老人保健受給者の皆さんへ 入院中の食費代 減額制度

入院している方は、食事療養費として1食あたり260円を自己負担することになっていますが、平成19年度市民税非課税世帯の方は、減額認定証の交付申請により入院中の食費代が減額されます。また、すでに減額認定証の交付を受けている方は、有効期限が7月31日となっています。該当される方は、更新手続きをしてください。

老人保健医療受給者証や国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方（高齢者）で、19年度市民税非課税世帯の方は、入院時一部負担金の限度額（4万4,400円）が減額され、2万4,600円（または1万5千円）になりますので、あわせて手続きをしてください。

該当される方は、次のものを持参し、交付申請をしてください。

なお、減額の認定開始月は、申請月からとなりますので、ご注意ください。

受付場所

▼国民健康保険加入者：市役所市民窓口グループ（1階3番の窓口）

▼老人保健受給者：市役所市民窓口グループ（1階2番の窓口）

被保険者証・印鑑
交付済みの減額認定証（更新の人のみ）
老人保健医療受給者証（老人保健受給者の人のみ）

	一般所得の場合		世帯全員が住民税非課税により、減額認定証の交付を受けた場合			
	自己負担限度額		自己負担限度額			
	外来(個人ごと)	外来+入院)	外来(個人ごと)		外来+入院)	
1か月の医療費の自己負担限度額	12,000円	44,400円	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	15,000円
			低所得者Ⅰ			
入院時の標準負担額(1日の食事代)	260円/1食		低所得者Ⅱ	過去1年間の入院日数が90日以下	210円/1食	(注)160円/1食
			低所得者Ⅰ	過去1年間の入院日数が90日を超える	100円/1食	

※低所得者Ⅱとは世帯全員が住民税非課税世帯の方
 ※低所得者Ⅰとは世帯全員が住民税非課税で一定基準額以下（年金収入が80万円以下で他の所得が0円）または世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方
 (注) 過去1年間の入院日数が90日を超える場合、再度申請をしていただくと減額されます。

問合せ先 困市民窓口グループ

☎52-11111
 国民健康保険（内線216・219）
 老人保健（内線217・227）

国民健康保険 届け出は14日以内に

勤務先などで健康保険、各種共済組合などに加入している方以外は、すべての方が国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

国保の加入は、届け出をしたときからではなく、加入していた健康保険などの資格がなくなったとき、または他の市区町村から転入したときからです。

国民健康保険法施行規則第2条の規定に基づき14日以内に届け出をしていただく必要があります。遅れると、届け出の日まですにかかった医療費は、全額自己負担になるばかりでなく、国保税もさかのぼって納めなければならなくなります。

国保に加入している方が、勤務先などで健康保険などに加入した場合、届け出がないと国保税がそのままかかってしまったり、誤って保険証を使ったりしてしまうと、医療費を返還することになりますので、ご注意ください。

問合せ先 困市民窓口グループ
 ☎52-11111（内線216・261）

翼小学校区の皆さんへ

市が進める地域内分権の一環として、翼小学校区でまちづくり協議会の設立準備が行われています。このたび、その準備委員会の翼校区まちづくり協議会設立準備委員会において、安全・安心をテーマに、防犯・防災を柱にして地域でできることを検討していくこととなりました。

そこで、翼小学校区にお住まいの皆さんを対象に、防犯・防災などに関する意見・提言を募集します。

意見・提言を希望される方は、7月17日(火)から8月6日(月)までの間、中央公民館1階玄関ロビーおよび翼児童センター受付の意見・提言書に記入のうえ、同所に設置してある回収箱に投函してください。

問合せ先 困地域政策グループ
 ☎52-11111（内線351）

善意をありがとうございました

市へ
 JAあいち中央営農部
 鬼十
 (敬称略)